

## 南伊勢ブランド認定表示取扱基準

南伊勢ブランド認定要綱第17条第2項に定める南伊勢ブランド認定表示取扱基準（以下「表示取扱基準」という。）は次のとおりとする。

### 【南伊勢ブランド認定事業者の権利及び責務】

1. 南伊勢ブランド認定事業者（以下「認定事業者」という。）は南伊勢ブランド認定品（以下「認定品」という。）に南伊勢ブランドとして認定を受けたことを表示する事ができる。
2. 認定事業者は、南伊勢ブランドと表示する認定品の品質等を保持し、消費者等の期待を裏切ってはならない。
3. 認定事業者は、南伊勢ブランドと表示するにあたって、南伊勢ブランドのマーク（以下「ブランドマーク」という。）を併用するものとし、ブランドマークが併用できないときは南伊勢ブランド認定品と明記しなければならない。

### 【ブランドマーク】

1. ブランドマークは町章を基本とした次のものとする。



### 【認定事業者の取引先等が行なう認定品の表示】

1. 認定事業者の取引先等（以下「取引先等」という。）が行なう認定品の表示にあたっては、当該認定事業者の承諾を得なければならない。
2. 上記1の承諾を行なうにあたって認定事業者は、当該取引先等の表示に責任を負うものとする。
3. 承諾を受けた取引先等は、認定事業者に準じて南伊勢ブランド認定要綱第18条及び本表示取扱基準を遵守しなければならない。
4. 認定事業者は、承諾した取引先等が不適切な表示を行なったと認められる場合において、表示の中止命令又は承諾の取消しをすることができる。

### 【認定事業者及び取引先等以外の者のブランドマーク等の使用】

1. 認定事業者及び取引先以外の者（以下「第三者利用者」という。）がブラン

ドマーク（ブランドマークが記載された掲示物及びこれに類するものを含む。（以下「ブランドマーク等」という。））を使用する場合は、次の事項を明らかにして町長の承諾を得なければならない。

- ・使用目的
- ・使用期間
- ・使用方法
- ・その他町長が必要と認めるもの

2. 町長は、第三者利用者からブランドマーク等の使用承諾願いがあったときは、その内容を確認し、次の条件を満たすと認められるとき、条件を付して承諾する事ができる。

- ・南伊勢ブランド認知度向上に資すること
- ・南伊勢ブランドのイメージ向上に資すること
- ・認定品の広告等に使用する場合は、認定品であることが確認できること

3. 町長は、承諾した第三者利用者が不適切な使用を行ったと認められる場合において、使用の中止命令は又は承諾の取消しをすることができる。

#### 【認定品の二次利用における表示】

1. 認定品を原材料とした加工品（調理したものを含む）等（以下「二次利用」という。）に南伊勢ブランドの表示を行なう場合は、次の事項を明らかにして取引先等にあっては当該認定品目の認定事業者の承諾、又は第三者利用者にあっては町長の承諾を得なければならない。

- ・原材料とする認定品目
- ・加工品等の名称
- ・二次利用の方法（認定品の仕入れ、原材料の使用割合、表示方法、表示（利用）期間、利用（販売）場所、その他適正利用と証明できる事項等）
- ・その他認定事業者若しくは町長が認めるもの

2. 承諾を受けた取引先等及び第三者利用者は、別に定める南伊勢ブランド認定品の二次利用における南伊勢ブランド表示ガイドラインに遵守し、適正に表示しなければならない。

3. 認定事業者は、承諾した取引先等が不適正な表示を行なったと認められる場合において、表示中の中止命令又は承諾の取消しをすることができる。

4. 町長は、承諾した第三者利用者が不適切な表示を行なったと認められる場合において、表示中の中止命令又は承諾の取消しをすることができる。

#### 【事故、苦情等の処理】

1. 認定事業者、認定品の表示の承諾を受けた取引先等及びブランドマーク等の使用の承諾を受けた第三者利用者（二次利用含む）は、南伊勢ブランドに関する事故、苦情等が発生した場合は、責任を持って速やかに必要な措置を講じ、その内容等を記録し、町長若しくは認定事業者に報告しなければならない。

(様式 1 )

年 月 日

((○○認定事業者) (南伊勢町長)) あて

(承諾を求める者の住所、名称、代表者氏名)

印

南伊勢ブランド認定表示取扱基準により、次の事項について承諾を求めます。

承諾を受けたい事項及び必要事項を簡潔に記載すること。  
必要に応じて資料等を添付すること。

(様式 2 )

年 月 日

承諾を求めてきた者 あて

((認定事業者の名称、代表者氏名)、(町長))

印

年 月 日付けで申込みのあったことについて、次のとおり承諾します。  
(承諾できません。)

承諾する内容を簡潔に記載すること。  
必要に応じて条件等を付すこと。  
承諾しない場合は、その理由を明記すること。